

(第一類 第十一号)

第三回国会
衆議院

通商産業委員会議録 第四十九号

(九〇〇)

昭和二十七年五月二十三日(金曜日)
午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 高木吉之助君 理事 多武良哲三君

阿左美廣治君 今泉 貞雄君

江田斗米吉君 神田 博君

小金 義照君 南 好雄君

村上 勇君 高橋清治郎君

加藤 鑑造君 横田甚太郎君

出席政府委員

通商産業次官 本間 俊一君

(通商産業事務官) 佐枝 新一君

航空庁長官 大庭 哲夫君

通商産業次官 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

本日の会議に付した事件
航空機製造法案(内閣提出第二二六
号)

○中村委員長 これより会議を開きま
す。本日は航空機製造法案を議題といた
し、質疑に入ります。質疑の通告があ
りますからこれを許します。多武良哲
三君。

○多武良委員 私はまず助成措置とい
うことにについてお伺いします。航空機
の製造が禁止されまして、その後相当
の年数がたつておる。その間に国際的
に技術的水準が劣つて来たことも事実
であります。さらにはまた原材料、こう
いう問題でもいろいろ考へなくてはな
りませんが、この法案には助成について
何も書いておらないのであります。政
府はこの点についていかようにお考え
になつておりますか、まずはその点から
お伺いいたしたいと思います。

○佐核政府委員 お答え申し上げま
す。お詫の通り相当長い空白期間もござ
いましたので、今後日本でいい航空
機をつくるということのためには、各
種の原料素材の方面から始めて、政府
が大いに助成をしなければならぬとい
うことは、その通りであります。この
法案には助成の措置については法文上
現われておりますが、政府は、今後い
ろいろな面で助成をやつて行くことを
考えております。たとえば航空機製造
のために機械を輸入する場合に、これ
に対する関税上の措置であるとか、あ
るは航空機製造に必要な機器をどう
しても外国から輸入しなければならな
い場合の外貨の割当はもちろん、ただ
いま幾多の生産設備の合理化のための
機械輸入について行われております外
貨貸しの制度とか、あるいは各種の税
法上の措置その他であります。また七
年の空白を補うために技術の向上をは
かる、このためには現にすでに本年度
予算に計上されております各種の研究
航空機の面を考慮して参りたいと考え
つたものの運用につきましても、十分

ております。なお原資材、たとえば
ジユラルミンであるとか、これらにつ
いても、逐次できるだけ戦前の水準に
もどし、さらにその後の各国の進歩に
遅れないような措置を講じて参りたい
と考えております。

○多武良委員 たゞいまの御説明で、
政府の助成対策といふものは大体わか
つたのであります。この助成策をと
るにあたりまして——むろんこれは旧
來の航空機製造会社が復活する、こう
いうことは当然であります。同時に、
たゞいまの助成策がとられるとい
うことで、新しく新会社ができるま
で、これがまた助成策に便乗して、何
かうまいことをしようということがな
きにしもあらずであります。いわゆる
旧航空機会社の復活と新会社とが玉石
混淆になるようなおそれもあるのであ
りますが、こういう場合にどういうふ
うにして具体的に助成措置をやつて行
くか。新会社と旧会社との間の調整と
申しますか、そういう方面的の手心とい
うようなものをいかように考えておら
れるか、ついでにお伺いいたしたいと
思います。

○佐核政府委員 もちろん旧来航空機
をつくつておりました会社もやろうと
するだらうと思います。また新設とい
うことも起つて参らうかと存じます。
われ／＼といたしましてはこれらに対
しては公平に扱います。別段その間に
差別をいたさないといふことはいたさない
つもりであります。

○多武良委員 次は保安の確保とい
うことについてお伺いをいたしたいと思
います。

○多武良委員 なお本法案の第三章、
第四章に規定されておりますのは、各
種の検査であります。これは航空法
の第三章の耐空証明に関する検査と重
複するよう考へられております。

これが企業に及ぼす迷惑につきまして
はいまさら申し上げるまでもないのです
が、安全な航空機の生産が第一義であ
ります。すでに昨日来連合審査会でい
るいろ論議的になりました航空法案
の第一條には安全確保といふことがう
ちで、精密検査を必要とするべきもので
あります。この種の試験は企業みずか
らもまた自衛上自發的に行つてしかる
べきではないかと考えるのであります
が、政府はどのように考へておられま
すか。

○佐核政府委員 航空厅の方で提出さ
れました航空法案の中には、第十條に
安全性の確保のために耐空証明を行
う、その耐空証明が、單に上つた
航空機の現状、あるいは飛行試験とい
うことばかりでなく、製造過程にも及
ぶという規定はございます。私の方に
も第八條で製造の確認といふことがあります
ので、これが關係については昨日
合同審査会でもいろいろと御意見が述べられました。われ／＼の方で生産技
術の検査だとか、航空厅の方では安全
の確保のための検査をやる、一つの航
空機について両方から検査をするとい
うことになりますので、重複するよう
な感じはあります。しかしこれはあ
くまで航空機製造工場に対しては通産
省の職員、あるいは当該工場の技術
力がかかる、こういうことになると思
います。

○多武良委員 なお本法案の第三章、
第四章に規定されておりますのは、各
種の検査であります。これは航空法
の第三章の耐空証明に関する検査と重
複するわけであります。耐空証明のた

めの製造過程の検査、あるいは航空機製造法に基く製造の確認ということも大体同一の人間でほとんど同時に行われるわけであります。決してそのため航空機製造工業に非常な迷惑をかけるといふことのないようにならしておるのであります。もちろんよい航空機をつくるためには、製造業者自体細心の注意を払つて検査を行なうべきでありますけれども、航空機といふもの的重要性から安全検査をすると同時に、より優良な信頼性のある飛行機をつくるというために、一定の生産技術上の研究に基く検査をやるその前提として第六條の製造業者、製造方法等の検査も必要であるということにいたしております。

○多武良委員 次に二重監督につきまして御質問申し上げます。これが非常に重要な問題なのであります。本法案の第十七條には「報告徵収及び立入検査」に関するものがござります。ところが航空法案第二百三十四條でも報告徵

収並びに飛行機のみならず、工場、事業所等へ航空庁長官がその職員に立入り検査を行なわせることになつております。こうしたことでは往年ちょうど民間の飛行機会社が陸海軍の二重監督、これによりまして泣かされた経験があるのであります。運輸省の者が立入り検査をする必

要がないのではないか、よしんば多少

〔委員長退席 小金委員長代理着席〕

その理由がありましても、それによつて生ずる弊害の方がむしろ利益よりも大きいかといふよりも一応考えられるのであります。第十七條に規定してありますこの種の検査官は航空法第十條第六項におきまして運輸大臣と協議の上任命するものでありまして、さらに第七項によりましてこの種の検査について航空庁長官が検査いたします通産省の職員を指揮監督することができることになつてゐるわけであります。この点この二重監督につきまして運輸省としてどういうふうにお考えになつてお伺いいたしたいと思ひます。

○佐枝政府委員 お答え申し上げます。お詫び通り十七條で通商産業大臣が報告徵収、立入り検査する権限を与えておりまして、同時に、航空法の百三十四條におきましても運輸大臣がか、ほんとうの合格品として認められるか、運輸省の航空庁長官が来られるか、運輸省の方からお伺いしたいのをこざいますが、まず通産省としては片方が合格して、片方が不合格といふにあれば、どちらが通産省の方の点お話のような点はごもつともありますし、また戦時中お詫び通りますし、また戦時中お詫び通ります。お詫び通り十七條で通商産業大臣とこの点両省の方からお伺いしたいのをこざいますが、まず通産省としては片方が合格して、片方が不合格といふにあれば、どちらが通産省の方の点お話のような点はごもつともあります。こ

とくに、運輸省の方からお伺いしたいのが、一昨日の連合審査会での運輸並びに通産大臣の御答弁によりますと、航空機の製造から運航すべて運輸大臣が全責任を負うといふような御答弁に私は解釈した。そうして通産大臣はこれに対しても、製造についてはとにかく責任を負うといふことにあります。任を負うといふことにあります。

○佐枝政府委員 お答え申し上げます。実際の検査は十五條、十六條、それから航空法案の方の第十條の第六項、第七項に規定がございますが、当該航空機の製造工場の従業員で一定の試験に合格した者、あるいは通産省の職員で運輸大臣と協議して任命し、安全検査については運輸大臣の指揮監督を受ける立場にある者がやるのであります。運輸省は百三十四條によりまして実際の検査をやるということはましましてはつきりと航空機の製造は通産省の所管である。運航は運輸省の責任である、ただ安全性的確保といふことについては運輸大臣が責任を負うか

あります。運輸省は百三十四條によりまして実際の検査をやるといふことはないのです。これは検査官なりあるいは検査員の実際の仕事のやり方ましまして、運輸省は百三十四條によりまして実際の検査をやるといふことはないのです。これは検査官なりあるいは検査員の実際の仕事のやり方

が実際の検査に當る、こういう仕組みになつてある。今度の航空法、航空機製造法兩法案立案にあつての両者の立場の考え方は、そういうふうにはつきりまとつておると考えております。

○多武良委員 今実際の検査がないといふお答えであります。この法案を見ると検査ができるようになつております。この百三十四條は、もちろん検査は検査でありますけれども、個々の航空機なりあるいは航空用機器について個別的な検査を行うといふものではないのです。これはむしろ一般的にこういった製造業者の工場なりあるいは事業場に行つて監督のために検査ができるという規定でございまます。

〔小金委員長代理退席 委員長着席〕

○多武良委員 それでわかりました。運輸省の人が見えたらもう一べん御質問しようと思いますが、たしかきのうの席におきましたが、そういう趣旨ではなかつたと存じます。その点につきましてははなかつたと存じます。その点につきましてははなかつたと存じます。その点につきましてははなかつたと存じます。

○佐枝政府委員 実は私一昨日終始その席におきましたが、そういう趣旨ではなかつたと存じます。その点につきましてははなかつたと存じます。その点につきましてははなかつたと存じます。

○中村委員長 加藤君
○加藤(謙)委員 航空機の製造が終戦以来長い間空白状態になつておつたとして、この問題は、国防上の問題は別といたしましても、日本の經濟の再建の上に非常に大きな損害となつておつたと思うわけであります。今度航空機の製造が許され、政府もこういう法律をつくつて航空機の製造をやろうといふ意図がはつきり見受けられるのでございますが、私はこの航空機製造法案を一覧いたしましたて、はたして日本の航空機製造がこの法律だけで急速に回復するといふには考えられないのですがござります。政府はその点について、ただできるように道を開いてやる、そ

してそれに伴う検査、監督等のみをやつておればいいという考え方であるか、またこの法律を見ますればそれだけの考え方にはすぎないというふうにとられることがあります、しかし私どもはそれがだけでは長い間の空白をとりもどして大いに航空機の製造を促進するということは実現しないと思うわけですが、この点について政府はどういうふうに考えておられるか。

○佐枝政府委員 お話を通り、この條文に現われておりますことのみで、航空機事業の重建というか復興の対策が盡きるものではありません。今後国内で航空機工業を起すについて一番の問題は、おそらく資金の問題と技術の問題かと思います。資金の問題につきましては、全体のバランスもございまが、今後われわれとしても極力努力して、できるだけこれを確保して行く、あるいは外貨資金等につきましても、必要な機器その他の輸入ということを考えまして、航空機工業を十分に考えて行きたいと存じますが、それと同時に通産省の技術研究機関等の部門の充実ということも並行して考えて行きたい。主としては資金技術の面でございますが、そういう点を考えて行きたいと思ひます。今局長は金融、技術、資材等の面においてできるだけ努力をして助けてやるというお話ですが、やはり何らか一つの具体的な方法というも

のが現われなければ、大したことはできないのではないか。そういう問題についてはまた順序を追つて伺うといたましまして、從来の日本の航空機の生産は、戦争中の状態を見ましても、大きな航空機のメーカーのもとにたくさん下請工場、さらにその下に町工場といふものがあつて、一つの総合的機械工業となつておつたわけあります。

今後の航空機の生産がそういう形で再び行かれるのか、あるいは全然そういう行き方ではなくして、大メーカーに一貫的に生産がゆだねられるのか、どういうふうな構想を政府は持つておられるか。ただ自然に起つて来るにまかせて置くという考え方でありますれば、やはり戦争中のような行き方になるのではないかと思ひます。しかし今日本の航空機といふものは非常に性能度の高い、戦争中よりもさらに高度な精密工業でなければならぬという点から考えまして、從来のやり方ではおそらく今日必要とする航空機ができるないという考え方を持つておられるか伺いたい。

○佐枝政府委員 お話をよくお聞きなさいました。お話を通りに現在の航空機は非常に高度の性能を持ち、従つてその部品その他につきましては、わめて優秀なものでなければならぬといふことはお話を通りでござります。ただ航空機といふものは非常に多数の部品からなつてあるものでございまして、かりに全部の部品を一貫してつくることが望ましいとしても、実際問題としては一工場でこれを全部つくり上げるということは不可能であるし、また経済的にも成り立たないのでな

いか。それで通産省として実はそれについてこうだといふはつきりした今後の方針は樹立するに至つておりますけれども、私はやはり航空機の製造については、相当多数の協力する工場を持ち、そして協力する工場においては専門的にある種の部品をつくつて行く。そしてそれを集めて優秀な飛行機工業となつておつたわけあります。

○小金委員 関連して……先ほど同僚の多武良君及び今まで加藤委員から質問は、きわめて重要な内容を持つておるものだと思います。今機械局長の一存ではどううできないかもしませんが、問題は航空機製造法といふことを主張されておりましたが、非常に多いときも、豊田喜一郎君のこととは、自動車の製造の許可を受けても、平炉から經營さしてもらつて、ほんとうのいい鉄材をつくらなければだめだとかと考えます。

○多武良委員 関連して……先ほど機械局長からは詳細な御答弁を承つたのであります。が、大庭長官がお見えでありますので、この際伺いたいと思います。航空機製造法案の第十七條と航空法案の第二百三十四条兩案を見ますと、どうも私

は、まず製造工業の発達を防止するため、非常に消極的ではあるが、技術上の大きな限界を持たせる、そこが一つのねらいじゃないかと思う。だからこの航空機製造法は他の法律でももちろんそうであります。が、特にとりあえずの航空機製造法は他の法律でもどちらかといふことについて、まず第一に資金が大事だ、その次は技術だ、ということを語め寄られて、十分な答弁ができるになかつたのじやないかと思ふ。それは今加藤さんもいふところを突いておられるが、この法律で日本の航空機の製造事業を発達させるのであると言われるが、どういう方法があるかといふことについて、まず第一に資金が大事だ、その次は技術だ、といふことは言ふをまたぬところであります。

○加藤(鶴)委員 私は非常に遅れた航空機の生産については、やはり国が担当力をかきなげはできないのではないかと思ひます。今局長は金融、技術、資材等の面においてできるだけ努力をして助けてやるというお話ですが、やはり何らか一つの具体的な方法というも

いうことは具体的には言えないにしても、次から次にやるのだといふ方針をはつきりさせないと、この法律は不必要なものだ。今加藤さん、多武良さんから指摘されたところだけでも非常にたよりない法律のような印象を与えますから、その点はつきりと通産省あるいは内閣として補いをつけて行くのをつくるという状態になるのではないかと考へます。

りまして、第十條の六項で通産省の工場検査官に安全性の検査を御依頼するということになつておるわけでありまつたが、第七項によつてその指導監督は航空庁長官が行うということになつておるわけでありまして、打合せの結果その指導監督の立場から工場に立ち入つて検査をやつてある状況を判定いたしました。その結果、工場に立ち入る際には通産省の検査官、これはもちろん同一人であります。但しそれについては覚書等をつくりまして、工場に立ち入る際には通産省の検査官、これはもちろん同一人であります。その後得た後に立入りをするということになつておるわけであります。

それからこれは航空機のアセンブルだけの検査かという御質問であります。が、内閣でとりきめられた線は素材、部品にまで及ぶと一応はなつておるわけありますとして、さよう御承知をお願いいたします。

○多武良委員 それでわかりました。が、私は運輸省、通産省のどつちがやつてもいいのですが、ただだいまの長官の御答弁によりますと、部品の検査もやり得ることになつておる。そういう場合に両方が検査して、片方が合格した、片方が不合格だといふなことが想像されるわけですが、その場合にはどういうふうに取扱つたらよいかということをお伺いしたいのです。

○大庭政府委員 御承知のように内閣でとりきめられた線は、「一つは生産技術に関する検査であり、一つは安全性に関する検査でありまして、おのれの目的は違つておるわけであります。従つて検査は両省のとりきめによる」を聞いておる

の部面々によりまして、またその規則によりまして一方が合格になるが一方は不合格になるということは、できます

限りないよう努めることができます。それが今後いかくなるかは、実態を具体的に実施した後でないと判明しない、かつた規則がきめられないわけであります。これは初めての試みでないかと想像しております。ひとつその点は十分御了承願いたいと思います。

○多武良委員 今の御説明で、将来のことはそのときになつてみなければつきりしない、とりきめができないと

いうことになりますが、事実私どもがかつて陸海軍の両省の共管によつてそ

ういう検査の場合に非常な迷惑をこうむつておるわけです。たゞ、今度運輸、通産両省でやることになつてもこんなことを繰返すのはないか。ある

かないのでどこかではなくて、われく

はそのために非常に迷惑をこうむつた経験があるわけです。そこでただいまの御答弁だと、運輸省の方の検査の対象は安全性である、通産省の方の検査の対象は技術である。要するに航空機の飛行機をつくるからには検査の対

象は安全性といふことが一番重要なことであつて、通産省としても安全といふことを考えてやらなければいけぬ。

素材の検査もむろん安全性といふことが第一の要点になるわけで、もし後に定めて協議してとりきめるといふのならば、慎重に御協議くださつて「重監督にならないようにお願いいたしたい

と思います。

それからついでにもう一つ、昨日の連合審査会で運輸大臣と通産大臣の責任の分担について御答弁があつたのですが、運輸大臣の御答弁によりますと、飛行機の安全を確保するためには製造過程から全部自分が責任を持つてやらなければいかぬ、むしろ自分は耐空證明以後でなく、その前からも責任を持つてやつておるというような御答弁であつて、通産大臣の責任はないようないふうにも解釈されたのですが、きのうふうにも解釈されたのですが、が、ここでひとつ御答弁願いたいと思

います。○大庭政府委員 昨日大臣が御説明申し上げた真意といふものにつきましては、私は大体想像されるのであります。が、従来運輸省が主張いたしました点は、製造事業につきましては、運輸省は今まで何ら主張をしておらず、ただ航空機の安全といふ方面から考えて、型式証明から、製造工程、でき上った品物の飛行試験を完了して初めて耐空證明を発行し得る、認可ができる得ることになるわけであつます。耐空證明についての権限と耐空證明についての責任は、大庭長官のお話と、言ひ方を違つておりますが、大体同じじやないかと思います。もう一度申し上げまことに沿いまして、できる限りの努力を

して、航空の将来の安全をはかつて行なうに解釈されるのであります。が、それでよろしいのですか。

○多武良委員 ただいまの長官の御説明でよくわかりましたが、そうすると通産大臣の責任は技術の向上といふ

に沿いまして、できる限りの努力を

して、航空の将来の安全をはかつて行なうに解釈されるのであります。が、それ

でよろしいのですか。

○佐枝政府委員 私が先ほど申しましたことは、大庭長官のお話と、言ひ方を違つておりますが、大体同じじやないかと思います。もう一度申し上げま

すと、航空機の製造はあくまで通産省の問題である。單に技術といふ面

においての責任が運輸大臣にある以上、型式証明から、工場検査、あるいはそれができ上つた飛行試験といふ

ことによつて、初めてその責任がとり得る。従つてその責任は、一貫してそれらの順位を追いまして検査をす

ることによって、初めてその責任が

と、わかれ〜ぢよつと解しがたいたい

ことがあります。安全を目的とするといふことを大庭長官はおつしやつておる。一方では、技術本位から安全に飛べるような飛行機をつくることが目的でなければならない。そういう安全でなければならない。そうして安心して飛べるような飛行機をつくるのが飛行機をつくらぬよいような技術陣であるならば、は何にもならぬと思う 것입니다。結局つくる方がすべての責任を持つて安全に飛べるよう飛行機をつくらなければならぬ。しかし責任を持つて安全に飛べるよう飛行機をつくらなければならぬ。かかるにあります。たしかに言葉のあやで、どうちに責任があるのかわけのわからぬよう

なことで、はなはだ不明瞭きわまると思ふのですが、そういう点を何とか修正して、もつとはつきりと、安全に飛べるよう飛行機をつくらる責任は通産省で全部負う、運航に関するのみ運輸省がやるというふうに修正する意思がある、通産省及び運輸省の御意見を伺いたい。

○佐枝政府委員 少しくもや〜しているというお話をござりますが、われわれとしては先ほど申し上げましたように、製造は通産省でやる、運航は運輸省でやる。ただ検査について、安全性確保の面からの検査は運輸省が関与される。結局はわれ〜航空機の生産技術の面からこれを検査したい、あります。ただ安全性の確保といふ面から、運輸大臣の方で製造過程等につくことによって、初めてその責任がとり得る。従つてその責任は、一貫してそれらの順位を追いまして検査をす

ることによって、初めてその責任が

と、わかれ〜ぢよつと解しがたいたい

ことがあります。安全を目的とするといふことを大庭長官はおつしやつておる。一方では、技術本位から安全に飛べるような飛行機をつくることが目的でなければならない。そういう安全でなければならない。そうして安心して飛べるよう飛行機をつくるのが飛行機をつくらぬよいような技術陣であるならば、は何にもならぬと思う

すが、先ほど多武良委員にも御説明申し上げたような次第でありまして、運輸省としましては運航の安全をとる以上は、その飛行機が安全なものであるということを十分確認した後でないと、飛行機は飛ばせられない。従つてそれが耐空性にマッチするかどうかといふ検査は運輸省でやりたい。そのためにはでき上つた航空機を見るのでは、ああにうふうに何千何万という部品がアンサンブルされて一つの機体となつておるわけでありまして、見たいために、翼もはがしてみなければいけないし、胴体もはがしてみなければいけないといふようなことで、いわゆる製作会社に御迷惑をかけるわけでありますので、そういうような行政はやつて行きたくない。従いまして業者の便利上、いわゆる製造過程におきましても、重要な部分につきましては、十分それがこちらの検査規格に合格しているかどうかを判定したいといふように考へておるわけでありまして、この安全性という面から、型式、製造工程、耐空証明に及びまして一貫した行政がとり得るよう、運輸省としてはどこまでもこれは主張して行きたいと考えておるわけであります。但し御承知なれば、もしかめんが、この法案が出ました前の方案には、今の高橋委員の御質問のようなことは盛られておいたわけであります。現在アメリカがやつておる方式といふものはマス・プロでありまして、従つてマス・プロの段階に移つて、その工場の施設あるいは検査機関といふものが良好なものになつたあかつきにおいては全部の検査を省いて行こう、それで最後の飛行試験だけにして行こうといふので、運輸省と

しましては生産施設証明といふものを出し申します。その生産施設証明を發行した会社に対する法定検査を省こりう、またアメリカがやつておる方式もそれであるわけです。私たちはその理由的形態をとつて、できる限り工場の責任においてやつていただき、また日本本の工場は今後立ち上るわけであつたが、戦前あれほど世界の水準にまで達し得てた各工場でありまして、それが今後立ち上つた段階におきましても、それらは相当自信のある、また世界の水準にマッチする工場ができるようになります。従つてそういうふうに私は法案をつくつておるのであります。そういうところで一体何ができるか、私はおそらくは幼稚きわまるもので、おそらく世界の市場に伍して行かれないと思はる技術を要しまするのに至ります。ですが、戦前あれほど世界の水準にまで非常に危ぶまれるということは、先ほどの機械局長の御答弁によつて大体明瞭になりました。大体御答弁によりますと、戦前のようだメーラーの工場式のものがでて行くであろうといふ話でございましたが、私ども、中小企業を中心として組み立てられておる日本の産業から見まして、おとで省いたわけでありますので、さよう御承知をお願いいたします。

○高橋(清)委員 先ほど大庭長官のお話によりますと、文書としての検査も通産省の検査官に一任するといふことを申されたようであります。通産省の検査官に一任するといふならば、それはただ形式上運輸省がやつたといふこととで、そんなまどろっこしい、手数のかかるようなことは省いて、簡潔に一方向に全責任を負つてやるといふようになります。従つて私は一番いいのではないかと思つておるのです。あまりになわ張り争ひみたいなことばかり日本の官庁がやつて外車を得るために、運輸省は運輸省の方へとりたい、それに対して通産省の方で認可権をとるということをきのう運輸省の幹部から聞きましたが、なるべくそういうことのないように善処しておいたことをきょうは希望だけ申し上げて、私はこの次にいたしました。

○加藤(謙)委員 先ほど小金委員から、私がこれから順次お伺いして行きたいと思う点について総括的に御意見がありました。小金委員の言われた通り、この法律だけで実際どれだけの航空機の生産ができるかといふことが非常に危ぶまれるということは、先ほどの機械局長の御答弁によつて大体明瞭になりました。大体御答弁によりますと、戦前のようだメーラーの工場式のものがでて行くであろうといふ話でございましたが、私ども、中小企業を中心として組み立てられておる日本の産業から見まして、おとで省いたわけでありますので、さよう御承知をお願いいたします。

○佐藤政府委員 お話を通り乗用車の例をとつてみますと、あれは生産再開を認められてからちょうど二年になります。なかなか世界的な水準のものがでにくい状態であります。自動車は大分長い禁止期間がありますが、やれりようになつてからすでに二年間あります。航空機はさらに二年空白状況が長く続いたわけであります。いろいろお話のような条件下に、たちに完成したいいものをつくるということとは非常に困難があること存じます。われわれとしては、もちろん国内で部分品だけをつくつておるということでは満足できない、目標としては完成したままよ。たとえば自動車工業等に転換しておるかといふと、これは非常に困難であります。やはり段階を追うて進んで行くといふことが必要であると考えます。今計画しておるものはどういうものかといふお話をございましたが、これは三月八日でございましたか、航空機生産が当時の總司令部から認められまして、それと同時に戦争中航空機をつくつておりました各会社は、大体すべて再び航空機製造を開いたといふ意図のもとに計画を立て、研究を進めておるという状況でございますが、具体的にどこの会社のどこの工場かといふことは正式にはまだわざわざの方に話を持つて来ておりませんので、公式に御発表する時期ではあります。政府は一体今日の段階において部分品ができればないと考えておらるるのか、やはりできるだけ早く組み立てられた飛行機そのものができることがあります。政府は一体今日の段階においてどうがでできるか、私はおそらくは、幼稚きわまるもので、おそらく世界の市場に伍して行かれないと思はる技術を要しまするのに至ります。そこで一体何ができるか、私はおそらくは、幼稚きわまるもので、おそらく世界の市場に伍して行かれないと思はる技術を要しまするのに至ります。そこで一体何ができるか、私はおそらくは、幼稚きわまるもので、おそらく世界の市場に伍して行かれないと思はる技術を要しまするのに至ります。

○加藤(謙)委員 具体的にどこの工場がどういう計画を立てておるかといふようなことがわからないということであります。政府は一体今日の段階においてどうがでできるか、私はおそらくは、幼稚きわまるもので、おそらく世界の市場に伍して行かれないと思はる技術を要しまするのに至ります。そこで一体何ができるか、私はおそらくは、幼稚きわまるもので、おそらく世界の市場に伍して行かれないと思はる技術を要しまするのに至ります。そこで一体何ができるか、私はおそらくは、幼稚きわまるもので、おそらく世界の市場に伍して行かれないと思はる技術を要しまするのに至ります。

けておられるか、どういう生産計画を立てておられるか。アルミニウムあるいはジユラルミン等についての生産計画といふものは、ある程度政府の構想の中にあるうと思いますが、それについて承りたい。特に南方資源開発の問題がしばらく頭を出しておられます。ボーキサイトの開発という面が日本の技術と資力によつて行われるという話がときどき出ておりましたが、いつのまにか立消えになつております。そういう問題についての一応の御見解、あるいは国内資源、たとえば碧玉頁岩といふようなものについて開発が行われるかどうかということについて承りたいと思います。

○佐藤政府委員 お話のように航空機

の原材料としてのジユラルミン、それ

をつくる原料としてのアルミニウム、

その原料としてのボーキサイト、これ

は非常に重要なものであります。現在

アルミニウムの生産は、私直接の関係

の者でありませんから間違いがあるか

もせませんが、年間約四万トンであ

ります。前年度の実績は三万二、三千

トンかと思つております。航空機の生

産再開に因縁しまして、もちろん製造

される航空機の量いかんによつて、そ

の使用量も非常にかわつて來るのでござりますが、今日アルミニウムは現在

の生産で国内の需要を一応まかないま

して、若干輸出等も行われておるとい

うような状況でござります。非常に大

きい限りは、なお余剰の設備もございま

すし、大体航空機の生産に即応しても

られるのではないかと思ひます。また

アルミニウムの生産については電力の

問題が非常に重要な問題でござります

が、これも電源開発が行われますか

ら、それに即応して現在休止している

設備を動かすことは可能ではないかと

思います。なお原料のボーキサイトの

問題でございますが、大体現在の生産

が将来逐次増加して行くといたしまし

ても、ビンタン島のボーキサイトもそ

れに応じて入手可能ではないかと存じ

ております。

また海外での資源の開発に対する技

術的な援助の問題については、私も

一、二新聞等で見ておりますけれど

も、具体的には存じておりませんので

御了承願いたいと思います。

○加藤(諒)委員 この原料の問題は當

然技術の問題に因縁して来ると思いま

すが、たとえば現在のジユラルミン、

アルミニウムが純度において世界的な

水準にあるかというような問題、それ

から技術全般として、先ほども申しま

したように戦前の技術水準は今日の世

界の水準と相当開きがあるだらうと私

は思います。そういう点について今後

急速に世界の水準に達し得る見込みが

あるか、また外国からの技術の輸入と

申しますか、外國の技術を借りなければ

ならないというような点について總

括的に御説明願いたいと思います。

○佐藤政府委員 最も重要な素材であ

るジユラルミンの純度、さらにその原

料であるアルミニウムの純度といふこ

とにつきまして、世界的な水準に到達

しえるかというお話をございますが、

終戦までのアルミニウムあるいはマグ

ネシウム、ジユラルミンの純度は大体

は、まだ自己資本が足りない、国内に

問題でございますが、大体現在の生産

が将来逐次増加して行くといたしまし

ても、ビンタン島のボーキサイトもそ

れに応じて入手可能ではないかと存じ

ております。

また海外での資源の開発に対する技

術的な援助の問題については、私も

一、二新聞等で見ておりますけれど

も、具体的には存じておりませんので

御了承願いたいと思います。

○加藤(諒)委員 この原料の問題は當

然技術の問題に因縁して来ると思いま

すが、特許であるとかいうような問題に

なあ航空機製作の技術につきまして

は、お話通り長い間の空白期間がございましたので、いろいろと世界の最

近の水準に追いつくために努力はしな

ければならないと思ひます。そのため

にはたとえば海外の航空機製作の状況

も観察を行う、また具体的にはつきり

決定した話は聞いておりませんが、一、

二の旧航空機製造会社等でも海外との

技術の提携の話を進めておるようでございます。もちろん通産省といたしまして、直属の研究機関においても十分研究を進める努力もいたしたいと思ひます。こういう点につきましては各種の学術機関あるいは民間と十分協力し

て、航空機製作の技術を進めよう

いたしたいと考えております。

○加藤(諒)委員 私は技術の点は全然

したくないと思います。おそらく今日高性

能の航空機は、特殊合金技術とい

うものが非常にむずかしい問題

だと思います。そういうような点で技術

の導入といふことは今局長がおつしや

めたいと思います。おそらく今日高性

能の航空機は、特殊合金技術とい

うものが非常にむずかしい問題

だと思います。そういうような

点で、この法案の中に当然

問題でなくして、この法案の中によ

りまして、やはり完成した飛行機の

生産を考えておるということでありま

すならば、外国の資本並びに技術の提

携といふことが、すぐ目の前に現われ

て来る問題であろうと思う。従つてこ

の航空機の製造会社に、外國資本の導

入に対する制限を設けるか設けないか

いうことは、現在はつきりと方針を

立てておかねばならない問題であると

思ひます。その点から考えて、大体戦前航

空機の生産をやつておつた会社が当然

やるであろう、現在準備をしておるで

あるうと言われております。しかし、

それらの会社は今日、たとえば三菱重

工にしても三つに分割されておつたり

して、小さくなつておりますし、また

資本の力においても、まだ十分に回復

しておらないといふところから、資本

をいかにして獲得するかといふこと

が、根本の問題であると思います。先

ほど来、他の委員からも御質問があつ

た問題ですが、局長の御答弁は、でき

だけ政府として援助をするというこ

とでしたたが、一体今日の状態におい

ります。

○本間政府委員 お答え申し上げま

す。昨日も実は御同様の議論が出たの

であります。御指摘にありましたよ

う制限がございませんが、そういう点

については、何ら考慮を払つておられ

ないのかどうか、これもひとつ総括的

に御答弁願いたい。

○本間政府委員 お答え申し上げま

す。昨日も実は御同様の議論が出たの

であります。御指摘にありましたよ

う問題が特に顯著な実例を示してお

ります。そういう場合に、外國資本の

入れ方が一つの大きな問題になつて來

ります。たとえば化学繊維といふよ

うな問題が特に顯著な実例を示してお

ります。そういう場合に、外資に対します特別の制限

は設けておりませんが、御指摘に相な

りましたように、将来の非常に重要な

て、ただ單に政府のあつせんというよ
うなことで、これができるかどうか。
航空機一機つくるのに相当な資本がい
る。B二九が十二億円かかるといふよ
うな話を聞いております。もちろんわ
れわれは、兵器としての航空機を今日
考えるべきではありませんけれども、
しかしながら、旅客機一つつくるにい
たしましても、相当な資本がいるわけ
です。初めからそんなのはできない
でございましょうけれども、しかしな
がら相当の資本がいることは事実でござ
ります。われわれは、国内において
できるだけそうした製造工場に対する
資金の確保の道を考えねばならないと
思いますが、ただ、できるだけ
あつせんするというだけでは——たと
えば開発銀行にいたしましても、そ
したものの需要に応じ得るかどうか、
いわんや、民間の銀行がこうした設備
資金に対し融資が十分できると思
ません。そういう点について、本問政
務次官はどういうふうにお考えになり
ますか。

○本問政府委員 前段の御質問に先に
お答えいたしたいと思います。この法
案には、外資の特別の制限を設けなか
つたのでございますが、御承知のよう
に、外資委員会の方でケース・バイ・ケ
ースでただいま処理をいたしておりま
すので、この運用によりまして御趣旨
を十分に尊重して参りたい、こういう
ふうに考えておるわけであります。そ
れから御指摘もありましたように、い
ろいろ技術上の問題その他の問題がござ
いますけれども、何にいたしまして
も、資金の問題が一番重要なと考えて
あるのでございますが、ただいまのと
ころを正直に申しますと、滑空機など

はもちろんそうでござりますが、軽飛
行機でござりますとか、ヘリコプター
でござりますとか、その他民間機の製
造をやりたい、あるいは修理工場をや
りたいというような機運が漸次濃厚に
なつて来ておるのでござりますが、部
品の方から始まりますか、どうなりま
すか、また的確な予想はつかないわけ
でござります。これはどういたしまし
ても、お説のように、單に資金をあつ
せんするというだけではとうてい解決
する問題でございませんので、制度が
できまして、レールが敷かれるよう
に相なりますれば、御趣旨に沿いまし
て、どういう助成をするか、あるいは
どういう資金のめんどうを見るかとい
うような点も、実情に即しまして研究
をして参りたい。こういうふうに考
えておる次第でござります。

○加藤(鎌)委員 時間が大分たちまし
たので、一応ここらで質問をとめてお
きたいと思いますが、もう一つ承りました
ことは、飛行機の生産については、
通産省が所管することは当然だと思
います。そこで非常な技術を要しますい
ろいろな認可、検査、こういうようない
仕事をするのに、一体どういう機關を
つくられるか、当然独立した局とか外
局といふものができるのではないかと
思いますが、その点についてどういう
構想を持つておられるか、非常に高度
な技術と豊富な技術陣営を要する機関
についての大体の構想を承りたい。

○本問政府委員 御指摘の通りであり
まして、非常に広汎な部品に関係いた
しますし、素材もまた非常に重要な問
題でござりますと同時に、非常に高度
な技術をどうしても要しますので、行
く行くはそういう機構にいたさなければ
なりません。これはどういたしまし
ても、お説のように、單に資金をあつ
せんするというだけではとうてい解決
する問題でございませんので、制度が
できまして、レールが敷かれるよう
に相なりますれば、御趣旨に沿いまし
て、どういう助成をするか、あるいは
どういう資金のめんどうを見るかとい
うような点も、実情に即しまして研究
をして参りたい。こういうふうに考
えておる次第でござります。

○加藤(鎌)委員 大体今までの御答弁
からして、この法案というものは、政
府が今日飛行機の生産について一つの
計画と見通しをつけて考えたものでは
ない、單に航空機の生産に探りを入れ
た程度にすぎない、といふことが判断
できるわけであります。許されない時
代においてはやむを得ませんけれども、
航空機の生産が許された今日にお
きまして、政府は日本の経済確立の上
から一つの計画と見通しを持つてそれ
を大いに育成する法律案を考えなければ
ならぬと思うわけであります。そ
ういう点から考えまして、この法案に
はなお幾多検討しなければならない問
題を持っておりますので、きょうはこ
の程度で質問をとどめておきました
あと質問を保留しておきたいと思
います。

○中村委員長 他に御質疑はありませ
んか。——他に御質疑がなければ本日
はこの程度にいたし、次回は来る二十
七日午後一時より開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

昭和二十七年五月三十一日印刷

昭和二十七年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所